

# 市・県民税

今年も市・県民税の申告書をお送りします。

所得税の確定申告、市県民税の申告は2月16日から3月15日までです。期限が近づくと窓口が混雑しますので、申告と相談はできるだけ早く済ませましょう。

この申告によって、所得税は平成7年分の税金が確定し、また、市・県民税は平成8年度の税金を計算する重要な申告です。

期限内に正しい申告をしましょう。

今年も市・県民税の申告書をお送りします。裏面の「申告書の書き方」をよく読んで記入のうえ、指定された相談日に申告してください。

なお、税務署から相談日の案内状が届いた人は、その日に税務署で相談してください。申告者が入院中または学生等で収入のない人は、その旨を余白に記入し、税務課市民税係へご返送ください。

## 確定申告の季節です

▽2月16日から3月15日まで△

# 市・県民税と所得税

## 平成8年度市・県民税申告相談日程表

指定日にお越しください。こられない人は、予備日（3月14・15日）をご利用ください。

時間はいずれも  
○午前…9時～12時  
○午後…1時～4時

月日	曜	会場	対象行政区	
			午前	午後
2月16日	金	通公民館	通1・2・3・4・5区	通6・7・8・9区
2月17日	土	〃	通10・11・12・13区	通14・15・16区
2月19日	月	仙崎公民館	白濁1・南町・栄町区	白濁2・本町・洲崎町区
2月20日	火	〃	白濁3・今浦町・鍛冶屋町・中新町区	祇園町・北本町・幸町区
2月21日	水	〃	新町・旭町・大日比区	新屋敷町・新開町・大泊区
2月22日	木	〃	錦町・青海区	鳥越1・2区
2月23日	金	農村婦人の家	真木区	山小根区
2月24日	土	〃	洪木中・大埜区	
2月26日	月	〃	洪木1・2区	洪木3・坂水区
2月27日	火	俵山公民館	木津区	小原区
2月28日	水	〃	湯町区	上安田・下安田区
2月29日	木	〃	大羽山区	上政・七重区
3月1日	金	〃	郷区	黒川区
3月4日	月	物産観光センター	湊1東・1西・2・3区	田屋・駅前・湊中央・鉄道区
3月5日	火	〃	湯本・門前・三ノ瀬区	上郷・下郷区
3月6日	水	〃	河原区	緑ヶ丘・中山区
3月7日	木	〃	上川西1・2区	殿台区
3月8日	金	〃	大河内・小河内区	境川区
3月9日	土	〃	板持1・2区	正明市2・3・4区
3月11日	月	〃	正明市5・藤中区	江良区
3月12日	火	〃	下川西・上ノ原区	開作・後ヶ迫区
3月13日	水	〃	正明市1・板持3区	板持4区
3月14日	木	〃	指定日にこられなかった人	
3月15日	金	〃	指定日にこられなかった人	

(注) 2月18日(日)・25日(日)、3月2日(土)・3日(日)・10日(日)は申告相談は休みです。また、2月24日(土)の午後は申告相談は休みです。

### 申告が必要な人

平成8年1月1日現在、市内に住所があった人で、昨年1年間、次のことに該当されたい人です。

ただし、税務署に所得税の確定申告書を提出した人(該当者には、税務署から必要な書類が送られます)は、必要ありません。

- ① 昨年中に所得があった人
- ② 純損失、雑損失の控除の適用を受けようとする人
- ③ 給与所得者の場合
- ④ 給与所得のほかにも所得(農

業所得、地代、家賃、利子、配当等の収入)があった人

① 勤務先から市役所へ給与支払報告書の提出がない人

- ① 雑損控除、医療費控除の適用を受けようとする人
- ② 年金所得者
- ③ 他に所得がある場合
- ④ 老齢や退職を事由とする年金受給者
- ⑤ 厚生年金や国民年金の老齢年金受給者

### 申告に必要なもの

\* 申告書

\* 源泉徴収票や決算書など、昨年1年間の所得を証明する書類

\* 医療費、生命保険料などがある人は、支払証明書が領収書